

○厚生労働省告示第七十三号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年三月厚生省告示第七十二号）に基づき、基本診療料の施設基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、基本診療料の施設基準等（平成十二年三月厚生省告示第六十七号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。ただし、医療安全管理体制の基準に係る規定及び褥瘡対策の基準に係る規定は、平成十四年十月一日から適用する。

平成十四年三月八日

厚生労働大臣 坂口 力

基本診療料の施設基準等

第一 届出の通則

一 保険医療機関は、第二から第十までに規定する施設基準に従い、適正に届出を行わなければならぬこと。

二 保険医療機関は、届出を行つた後に、当該届出に係る内容と異なる事情が生じた場合には、速やかに届出の内容の変更を行わなければならないこと。

三 届出の内容又は届出の変更の内容が第二から第十までに規定する施設基準に適合しない場合は、当該届出又は届出の変更是無効であること。

第二 施設基準の通則

一 地方社会保険事務局長又は都道府県知事に対して当該届出を行う前六月間において当該届出に係る事項に關し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行つたことがないこと。

二 地方社会保険事務局長又は都道府県知事に対して当該届出を行う前六月間において特定療養費に係る療養の基準（昭和六十三年三月厚生省告示第五十三号）に違反したことなく、かつ現に違反していないこと。

三 地方社会保険事務局長又は都道府県知事に対して当該届出を行う前六月間において、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十第一項及び老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第三十一条第一項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に關し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

四 地方社会保険事務局長又は都道府県知事に対して当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法（平成十四年三月厚生労働省告示第七十五号）に規定する基準のいずれにも該当していないこと。

第三 初・再診料の施設基準等

一 医科初診料、歯科初診料等及び老人初診料の時間外加算に係る対象時間

時間外加算に係る対象時間は、当該地域において一般の保険医療機関が概ね診療応需の体制を解除した後、翌日に診療応需の体制を再開するまでの時間（深夜（午後十時から午前六時までの時間）をいう。）及び休日を除く。）とする。

二 紹介患者加算の施設基準

(1) 紹介患者加算1

次のいずれかに該当すること。

イ 地域医療支援病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条第一項に規定する地域医療支援病院をいう。以下同じ。）であつて、地域医療支援病院紹介率（別の保険医療機関等から文書により紹介等された患者（当該地域医療支援病院と特別の関係にある保険医療機関等から紹介等された患者を除く。）及び緊急的に入院し治療を必要とした救急患者の数を初診患者（当該地域医療支援病院が同法第三十条の三に基づいて作成された医療計画において位置付けられた救急医療事業を行う場合にあつては、当該救急医療事業において夜間又は休日に受診した救急患者（緊急的に入院し治療を必要とした救急患者を除く。）を除く。）の総数で除して得た数をいう。以下同じ。）が百分の八十以上であること。

ロ 特定機能病院（医療法第四条の二第一項に規定する特定機能病院をいう。以下同じ。）であつて、紹介率（別の保険医療機関から文書により紹介等された患者（当該病院と特別の関係にある保険医療機関等から紹介等された患者を除く。）及び救急用の自動車で搬送された患者を除く。）

患者の数を初診患者（当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜に受診した六歳未満の初診患者を除く。）の総数で除して得た数をいう。以下同じ。）が百分の八十以上であること。

(2) 紹介患者加算2

次のいずれかに該当すること。

イ 地域医療支援病院であつて、地域医療支援病院紹介率が百分の六十以上であること。

ロ 特定機能病院であつて、紹介率が百分の六十以上であること。

(3) 紹介患者加算3

イ 地域医療支援病院であつて、地域医療支援病院紹介率が百分の五十以上であること。

ロ 地域医療支援病院であつて、地域医療支援病院紹介率が百分の三十以上であること。

(4) 紹介患者加算4

イ 地域医療支援病院であつて、地域医療支援病院紹介率が百分の五十以上であること。

ロ 地域医療支援病院であつて、紹介率が百分の三十以上であること。

(5) 紹介患者加算5

イ 地域医療支援病院であつて、地域医療支援病院紹介率が百分の二十以上であること。

ロ 地域医療支援病院以外の病院であつて、紹介率が、百分の二十以上であること。

三 医科再診料及び老人医科再診料の厚生労働大臣が定める患者

イ 人工腎臓を実施している状態にある患者

ロ 慢性疼痛疾患管理料を算定している患者

四 医科再診料及び老人医科再診料の外来管理加算について厚生労働大臣が定める検査

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第2章第3部第3節生体検査料に掲げる検査のうち、（超音波検査等）、（脳波検査等）、（神經・筋検査）、（耳鼻咽喉科学的検査）、（眼科学的検査）、（負荷試験等）、（ラジオアイソotopeを用いた諸検査）及び（内視鏡検査）の各区分に掲げるもの

五 外来診療料及び老人外来診療料の厚生労働大臣が定める患者

人工腎臓を実施している状態にある患者

六 病院歯科初診料の施設基準

(1) 病院歯科初診料1の施設基準

イ 歯科医師が常時二名以上配置されていること。

ロ 次の各号のいずれかに該当すること。

- ① 歯科医療を担当する保険医療機関における当該歯科医療についての紹介率（地域医療支援病院にあつては、地域医療支援病院紹介率）が百分の三十以上であること。
- ② 歯科医療を担当する保険医療機関における当該歯科医療についての紹介率（地域医療支援病院にあつては、地域医療支援病院紹介率）が百分の二十以上であつて、別表第一に掲げる手術の一周年の実施件数の総数が三十件以上であること。

(2) 病院歯科初診料2の施設基準

イ 歯科医師が常時二名以上配置されていること。

ロ 歯科医療を担当する保険医療機関における当該歯科医療についての紹介率（地域医療支援病院にあつては、地域医療支援病院紹介率）が百分の二十以上であること。

七 かかりつけ歯科医初診料の施設基準等

(1) 施設基準

イ 歯科医師が常時一名以上配置されていること。

ロ 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）区分番号M000-1-2に掲げる補綴物維持管理料の注1に規定する届出を行つた保険医療機関であること。

ハ 患者の求めに応じて、適切な情報提供、連絡調整が可能な体制を整えていること。

ニ 当該地域において他の保健医療関係機関との連携体制が確保されていること。

(2) 算定に係る期間

かかりつけ歯科医初診料に係る治療計画に基づく治療の終了の日から起算して二月を経過す

までの期間とする。

#### 病院の入院基本料の施設基準等

##### 一 通則

- (1) 医療法第一条の五第一項に規定する病院（以下単に「病院」という。）であること。
- (2) 一般病棟、療養病棟、結核病棟、精神病棟又は老人病棟をそれぞれ単位（特定入院料に係る入院医療を病棟単位で行う場合には、当該病棟を除く。）として看護を行うものであること。
- (3) 看護は、当該保険医療機関の看護師、准看護師又は当該保険医療機関の主治医若しくは看護師の指示を受けた看護補助者が行うものであること。
- (4) 次に掲げる施設基準等のうち平均在院日数に関する基準については、病棟の種別ごとに、保険診療に係る入院患者（別表第二に掲げる患者を除く。）を基礎に計算するものであること。
- (5) 次に掲げる看護師、准看護師及び看護補助者の数に関する基準については、病棟（別表第三に掲げる治療室、病室及び専用施設を除く。）の種別ごとに計算するものであること。

##### 二 一般病棟入院基本料の施設基準

###### (1) 通則

- I 群については当該病棟に係る平均在院日数が二十八日以内、II 群については当該病棟に係る平均在院日数が二十九日以上であること。

###### (2) 一般病棟入院基本料の注1に規定する入院基本料

###### イ I 群

###### ① 入院基本料 1

- 1 当該病棟における看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の数は、当該病棟の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。
- 2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
- 3 当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十一日以内であること。

###### ② 入院基本料 2

- 1 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が二・五又はその端数を増すごとに一以上であること。
- 2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
- 3 当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十六日以内であること。

###### ③ 入院基本料 3

- 1 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
- 2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

###### ④ 入院基本料 4

- 1 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が三・五又はその端数を増すごとに一以上であること。
- 2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

###### ⑤ 入院基本料 5

- 1 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
- 2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

###### ロ II 群

###### ① 入院基本料 3

- 1 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
- 2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。
- 3 当該病棟の入院患者の平均在院日数が六十日以内であること。

###### ② 入院基本料 4

- 1 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が三・五又はその端数を増すごとに一以上であること。
- 2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

3 当該病棟の入院患者の平均在院日数が九十日以内であること。

③ 入院基本料 5

次の各号のいずれかに該当するものであること。

1 次の各号のいずれにも該当するものであること。

(イ) 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(ロ) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

2 当該病棟が回復期リハビリテーション病棟入院料又は緩和ケア病棟入院料に係る届出を行つた病棟であること。

(3) 一般病棟入院基本料の注2に規定する入院基本料

I 群

① 入院基本料 1

1 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。

2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

3 当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十一日以内であること。

② 入院基本料 2

1 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が二・五又はその端数を増すごとに一以上であること。

2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

3 当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十六日以内であること。

③ 入院基本料 3

1 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

④ 入院基本料 4

1 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が三・五又はその端数を増すごとに一以上であること。

2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

⑤ 入院基本料 5

1 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

II 群

① 入院基本料 3

1 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

3 当該病棟の入院患者の平均在院日数が六十日以内であること。

② 入院基本料 4

1 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が三・五又はその端数を増すごとに一以上であること。

2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

3 当該病棟の入院患者の平均在院日数が九十日以内であること。

③ 入院基本料 5

1 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

一般病棟入院基本料の注3に規定する特別入院基本料  
I 群特別入院基本料 1

当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

#### 口 II群特別入院基本料1

当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

#### (5) 老人一般病棟入院基本料の注5に規定する厚生労働大臣が定める状態等

厚生労働大臣が定める状態等にあるものは、別表第四に掲げるものであること。

#### (6) 老人特定入院基本料に含まれる費用

老人特定入院基本料を算定する患者に対して行った検査、投薬、注射並びに別表第五に掲げる画像診断、リハビリテーション及び処置の費用（フィルムの費用を含む。）は、当該入院基本料に含まれるものとする。

### 三 (1) 療養病棟入院基本料の施設基準等

#### イ 療養病棟入院基本料の注1に規定する入院基本料

##### 入院基本料1

次の各号のいずれかに該当するものであること。

① 次の各号のいずれにも該当するものであること。

1 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

2 当該病棟における看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

3 当該病棟における看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 当該病棟が回復期リハビリテーション病棟入院料に係る届出を行った病棟であること。

##### ロ 入院基本料2

① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

③ 当該病棟における看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

##### ハ 入院基本料3

① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

③ 当該病棟における看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

##### 二 入院基本料4

① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

③ 当該病棟における看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

##### 木 入院基本料5

① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

③ 当該病棟における看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

##### ヘ 入院基本料6

① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

③ 当該病棟における看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 当該病棟における看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

#### ト 入院基本料 7

(1) 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

(3) 当該病棟における看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

#### (2) 療養病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料 1

イ 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ 当該病棟における看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

#### (3) 療養病棟入院基本料（老人療養病棟入院基本料を含む。）に含まれる費用及び含まれない注射薬の費用

療養病棟入院基本料（特別入院基本料を含む。）を算定している患者に対して行つた検査、投薬、注射並びに別表第五に掲げる画像診断、リハビリテーション及び処置の費用（フィルムの費用を含む。）は、当該入院基本料に含まれるものとし、同表に掲げる注射薬は、当該入院基本料に含まれないものとする。

#### 四 結核病棟入院基本料及び精神病棟入院基本料の施設基準

##### (1) 結核病棟入院基本料及び精神病棟入院基本料の注1に規定する入院基本料

イ 入院基本料 1

(1) 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

ロ 入院基本料 2

(1) 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が二・五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

ハ 入院基本料 3

次の各号のいずれかに該当するものであること。

(1) 次の各号のいずれにも該当するものであること。

1 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

② 精神病棟入院基本料に係る病棟である場合にあつては、当該病棟が小児入院医療管理料

3、精神科救急入院料及び精神科急性期治療病棟入院料に係る届出を行つた病棟であること。

#### 二 入院基本料 4

(1) 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が三・五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

ホ 入院基本料 5

(1) 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

#### ヘ 入院基本料 6

(1) 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

とに一以上であること。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

(2) 結核病棟入院基本料の注2又は精神病棟入院基本料の注2に規定する入院基本料

ト 入院基本料1

① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

③ 当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十五日以内であること。

ロ 入院基本料2

① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

③ 当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十八日以内であること。

ハ 入院基本料3

① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が三・五又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

ニ 入院基本料4

① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が三・五又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

ホ 入院基本料5

① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

ヘ 入院基本料6

① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

ト 入院基本料7

① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

ヘ 入院基本料8

① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

ト 入院基本料9

① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

ヘ 入院基本料10

① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

ト 入院基本料11

① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

イ 入院基本料12

① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

ト 入院基本料13

① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。



## 六 専門病院入院基本料の施設基準

### (1) 通則

専門病院は、主として悪性腫瘍患者又は循環器疾患患者を当該病院の一般病棟に七割以上入院させ、高度かつ専門的な医療を行っている病院であること。

### (2) 専門病院入院基本料の注1に規定する入院基本料

#### イ 入院基本料1

- ① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。
- ② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
- ③ 当該病棟の平均在院日数が三十三日以内であること。

#### ロ 入院基本料2

- ① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が二・五又はその端数を増すごとに一以上であること。
- ② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
- ③ 当該病棟の平均在院日数が三十六日以内であること。

#### 専門病院入院基本料の注2に規定する入院基本料

#### イ 入院基本料1

- ① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。
- ② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。
- ③ 当該病棟の平均在院日数が三十三日以内であること。

#### ロ 入院基本料2

- ① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が二・五又はその端数を増すごとに一以上であること。
- ② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。
- ③ 当該病棟の平均在院日数が三十六日以内であること。

### 七 障害者施設等入院基本料の施設基準

### (1) 通則

障害者施設等一般病棟は、次の各号のいずれかに該当すること。

イ 児童福祉法（昭和二十二年十二月法律第二百六十四号）第四十三条の三及び第四十三条の四に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設又は同法第二十七条第二項に規定する国立療養所その他政令で定める医療機関であつて厚生労働大臣の指定するものに係る一般病棟であること。

ロ 次の各号のいずれにも該当する一般病棟であること。

- ① 重度の肢体不自由児（者）、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等を概ね七割以上入院させている病棟であること。
- ② 当該病棟において看護を行う看護職員及び看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。

#### 障害者施設等入院基本料の注1に規定する入院基本料

#### イ 入院基本料1

- ① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。
- ② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

#### ロ 入院基本料2

- ① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が二・五又はその端数を増すごとに一以上であること。
- ② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

#### ハ 入院基本料3

- ① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。